

平成27年11月9日

# T P P 協定に関する要望書

宮城県知事 村井 嘉 浩



先日、T P P 協定交渉が大筋合意に至り、国においては、直ちにT P P 総合対策本部を設置し、政府全体で責任をもって、生産者が安心して再生産に取り組むことができる総合的な対策を講じていくことが示されました。

しかしながら、いまだ具体的な影響・対策が示されておらず、農林漁業者をはじめ、多くの国民の不安が払拭されておられません。

T P P 協定は、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、万全の対応策を講じていく必要があります。

このような状況を踏まえ、次のことを強く求めます。

- 1 政府においては、地方経済及び国民生活全般に与える影響等について、農林漁業者はもとより、地域の関係者等に対し、迅速かつ十分な説明を尽くすとともに、広く国民の理解を得ること。
- 2 農林水産業については、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って経営に取り組めるよう、また、確実に再生産を図り持続的な発展ができるよう、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、万全な対応を行うこと。

- 3 新市場の開拓やイノベーションの促進など、国が掲げる T P P のメリットを地方の中小企業・小規模事業者が実感できるものとするよう、きめ細かな情報提供・相談体制を構築しつつ、輸出を含む海外展開や、生産性向上、技術革新等に対する支援の拡充・強化を図るなど、戦略的かつ具体的な対策を講じること。
  
- 4 今後の対応策等の検討に当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないように、十分に配慮すること。